総合法律支援について

現状の問題点

- 法律問題について、どこで、誰に相談したらよいか分からない。
 - 〇 どのような解決方法があるか分からない。

- 身近に弁護士がいない。弁護士がいても知らない。
- 〇 経済的理由から弁護士に依頼できない。
- 裁判員制度や迅速な裁判に対応できる弁護士を十分確保することが難しい。

そこで

総合法律支援法の成立



利用者(国民)

相 談

法律サービス の提供

日本司法支援センター

法的紛争解決に役立つ情報提供業務

・ 相談を受け付けて,紛争解決への道案内(無料)

民事法律扶助業務

・ 資力の乏しい人に対する裁判代理費用の立替え

国選弁護人の確保業務

・ 裁判の迅速化,裁判員制度の実施を支えうる体制の整備

司法過疎対策業務

・ 弁護士等がいない地域にも契約弁護士を派遣

犯罪被害者支援業務

・ 犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介など(無料)

どこでも

少なくとも全国50か所に 事務所を設置

情報提供は無料

<u>幅広く</u>

多くの専門機関と連携 して対応

ネットワーク化(連携・協力)



弁護士会・司法書士会等

地方公共団体等